

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和三十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部改正

◆告示 指定農師の取消

農業委員会区域の変更

土地の公用廃止

建設業者の登録まつ消

急傾斜地帯農業振興臨時措置法による公聴会の開催

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十六号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「所轄地方事務所長を経由して」を削り同条第四項中「指定を取り消したときもまた同様とする。」を「指定を取り消したとき又は小売捌人の若しくは変更があつたときもまた同様とする。」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十七号

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（昭和二十六年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

第三条 委員は知事が任命又は委嘱し、その任期は二年とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

診療科名

住 米子市末広町 米子鉄道病院内

所

氏 名

篠田 正昭

取消理由

転出 昭和三十一年三月三十一日

鳥取県告示第二百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基いて西伯郡春日村を廃止し、その区域を米子市に編入したことに伴い農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第二項の規定による米子市東部農業委員会の区域が昭和三十一年七月十日

次のとおり変更された。

昭和三十一年七月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

農業委員会名称

米子市東部農業委員会
前の西伯郡春日村及び米子市東部農業委員会の区域

告 示

鳥取県告示第二百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五條第一項の規定にもとづく医師の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十一年七月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百九十二号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十一年七月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 八頭郡智頭町大字青津字キレト三十九番三地先

河川敷 一四八坪五合九勺

（関係図面は土木部管理課に保管）

登録番号

鳥取県知事登録（は）第一八二号

登録年月日

昭二九、八、一

名 称

田村組

所在地

鳥取市北本寺四ノ二

申請者氏名

田村 義正

登録まつ消年月日

昭三一、六、二七

鳥取県告示第二百九十四号

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）第五條において準用する同法第四條および同法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十三号）第六條において準用する同規則第二條の規定に基き公聴会を次のとおり開催する。

昭和三十一年七月十日

鳥取県告示第二百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年七月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所在地

鳥取市北本寺四ノ二

申請者氏名

田村 義正

登録まつ消年月日

昭三一、六、二七

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 農業振興計画案公聴会日時

昭和三十一年七月二十日午後一時

一 同開催場所

鳥取市東町 鳥取県会議事堂第二会議室

一 農業振興計画案

急傾斜地帯農業振興の構想 農業振興計画の内容 急傾斜地帯の現況 経費の負担区分